



発行 東京都

目次

86

規則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局情報通信企画部企画課）…
- 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。
第六条中「条例別表第二」を「条例別表第二の一の項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例別表第二の五の項に規定する規則で定める情報は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十一号

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「説明」を「書面の交付又は説明」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十二号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「及び第二球技場」を削る。

第二十条第一項第一号中「第七条第一号」を「第七条第一項第一号」に、「第十二条第一号」を「第十二条第二項第一号」に、「次条第一号から第六号まで」を「次条第二号から第五号まで」に改め、同項第二号中「第七条第四号」を「第七条第一項第四号」に、「第十二条第六号」を「第十二条第二項第六号」に改め、同項第三号中「第十二条第七号」を「第十二条第二項第七号」に改め、同項第四号中「第七条第五号」を「第七条第一項第五号」に、「第十二条第九号」を「第十二条第二項第九号」に改め、同項第五号中「第七条第六号」を「第七条第一項第六号」に改める。

別表第二海上公園有料施設利用承認申請書（第五号様式）の部大井ふ頭中央海浜公園第一球技場の項及び大井ふ頭中央海浜公園第二球技場の項を削り、同部大井ふ頭中央海浜公園の会議室の項中「、第一球技場、第二球技場」を削る。

別表第四大井ふ頭中央海浜公園第一球技場の項及び大井ふ頭中央海浜公園第二球技場の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の改正規定（海上公園有料施設利用承認申請書（第五号様式）の部大井ふ頭中央海浜公園第一球技場の項を削る部分及び同部大井ふ頭中央海浜公園の会議室の項中「、第一球技場」を削る部分に限る。）及び別表第四の改正規定（大井ふ頭中央海浜公園第一球技場の項を削る部分に限る。） 平成二十九年十二月一日
- 二 第十三条の二の改正規定、第二十条第一項の改正規定（同項第一号中「第十二条第一号」を「第十二条第二項第一号」に改める部分、同項第二号中「第十二条第六号」を「第十二条第二項第六号」に改める部分、同項第三号中「第十二条第七号」を「第十二条第二項第七号」に改める部分及び同項第四号中「第十二条第九号」を

「第十二条第二項第九号」に改める部分に限る。）、別表第二の改正規定（海上公園有料施設利用承認申請書（第五号様式）の部大井ふ頭中央海浜公園第二球技場の項を削る部分及び同部大井ふ頭中央海浜公園の会議室の項中「、第二球技場」を削る部分に限る。）及び別表第四の改正規定（大井ふ頭中央海浜公園第二球技場の項を削る部分に限る。） 平成三十年四月一日

行 東 京 都
発 東京都市西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

